

研究費不正使用による取引停止取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、昭和大学（以下「本学」という。）の教職員が行う研究費の不正使用に加担、協力または不正使用を誘引した業者について、取引停止の処分を講ずる必要が生じた場合の取扱について定めるものとする。

(定義)

第2条 取引停止とは、本学が業者との契約締結を一定期間行わないこと、または業者と既に締結している契約を解除することをいう。

(取引停止処分業者)

第3条 学長は、次の各号のうち、いずれかに該当する業者（以下「不正業者」という。）について取引停止の処分を行うものとする。

(1) 研究費を取引外の用途に使用することを目的として、取引内容を偽装し、その偽装行為に加担、協力または誘引した業者

(2) 架空の取引により、研究費を預け金として管理することに加担、協力または誘引した業者

(3) (1)および(2)以外で研究費を不正使用する取引に加担、協力または誘引した業者

(取引停止の措置)

第4条 学長は、業者が前条各号のいずれかに該当する場合には、当該不正業者について取引停止を行うものとする。

2 取引停止期間については、学長が決定するものとする。

(取引停止期間の変更)

第5条 学長は、不正業者について情状酌量すべき特別の事由がある場合には、前条の規定により決定した取引停止の期間について短縮することができる。

2 学長は、取引停止期間中の不正業者について、極めて悪質な事由が明らかになった場合には、前条の規定により決定した取引停止の期間について延長することができる。

(取引停止措置に至らない理由に関する措置)

第6条 学長は、取引業者が第4条の規定による取引停止措置に至らない場合で、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(不正業者への通知)

第7条 学長は、第4条または第5条の規定により取引停止または取引停止期間の変更を行う場合には、当該不正業者に遅滞なく通知するものとする。

(他機関で取引停止措置要件が生じた場合の取扱)

第8条 学長は、業者が他の研究機関等から取引停止措置等を受けた場合、諸事情を総合的に勘案し、この規程の定めるところにより期間を定め、取引停止の措置を行うことができる。

附 則

1. この規程は、平成28年2月9日から施行する。

2. この規程の改廃は、学部長会の審議を経て、理事会の承認を要するものとする。